

令和4年度地域包括支援センター運営方針

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を続けられるよう、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、地域における包括的な相談及び支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症の人への支援体制の構築等を一体的に推進することを目的とした中核機関として、介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターを設置します。

地域包括支援センターは、「鶴岡市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画」の基本理念である「誰もが、生き活きと自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

1. 地域包括支援センターの機能強化

高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。

市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。

2. 介護予防の推進

要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。

高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。

3. 認知症施策の推進

国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」及び「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になつても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。

認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり（認知症カフェなど）を推進する。

4. 地域ケア会議（個別会議）の実施と地域ケアネットワーク体制の推進

地域ケア推進担当者（地域包括支援センター専門職、生活支援コーディネーター、社会福祉協議会職員、健康課保健師、市民福祉課職員等）が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。

また、総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。

5. 総合的な相談支援の確立

高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。

6. 高齢者の権利擁護の推進

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。

7. ケアマネジメントの質の向上・平準化

高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。

介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。

8. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援

地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。

令和4年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センターネーム：地域包括支援センターかたりあい 管理者名：佐藤 美恵

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	○関連研修等へ積極的に参加し、伝達研修を通じて情報を共有とともに、各専門職が相互に啓発し合える関係づくりを進め、職員の支援の質の向上を図る。 ○法人内のグループウェアによる電子会議室や回覧等の機能を活用し、センター内や法人内各包括間の速やかな情報共有を図る。 ○地域行事やサロン・百歳体操、各種会議の場に積極的に参加し、顔の見える関係づくりを心がけ、啓発用チラシを活用して広く包括支援センターの周知を図る。	随時
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	○適切なケアマネジメントを行うために、保健師等会議で実施する資質向上研修会に参加し理解を深める。 ○統一した支援を行うために、法人内で定期的に研修を行い、ケアマネジメントの質の向上に努める。 ○自立に向けたケアマネジメントを行うために、委託事業所と連携し、定期的に情報交換を行っていく。 ○各地域の特性・課題を明確にし、生活支援コーディネーター・地域ケア推進担当者等と連携し、百歳体操やサロン等地域における住民主体の通いの場づくりを推進する。	年1回 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		時期
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」及び「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になんでも本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり（認知症カフェなど）を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおかの実施 ⑨見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑩つるおかオレンジ手帳の検討	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	○学校や企業、地域住民を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、地域全体へ認知症の知識の普及啓発を図る。 ○医療機関と連携し情報提供を行い、早期受診・早期治療へつなげられるように支援していく。また、センター内だけでなく、関係機関とも連携しながら、家族を含めた支援を実施していく。 ○SOS見守りネットワーク「ホット安心」つるおかの事業周知を行い、行方不明時の早期発見・保護につなげる。 ○見守りシール「どこシル伝言板」の活用について理解し、住民や関係者へ周知を行っていく。また、事例を情報交換し、地域の見守り強化につなげる。	随時 随時 随時
4.地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 定期	○地域ケア個別会議の実施により、多職種間での連携を図り、自立支援や課題解決に向けた支援と評価を継続する。 ○地域ケア推進担当者会議などの実施により、地域の取り組みや事例を通じ、地域課題の把握や情報共有に努める。また、地域関係者や関係機関との協働により様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 ○自立支援型地域ケア会議に参加し、多職種による助言、ケアプラン点検結果報告書等をマネジメントに活かす。	随時 随時 年2回
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	○センター内の情報共有と連携を密に行い、専門職が協働し、相談受付機関としての機能の充実を図る。 ○支援困難ケースは、個別会議や専門職会議等を活用し、解決に向けた取り組みや対応後の振り返りを行い、対応力の向上を図る。 ○民協定例会や地域内関係組織の会議や行事において、要援護者に関する情報を収集し、個別支援につなげる。	随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	〇高齢者虐待防止、成年後見制度の活用、消費者被害防止等について住民等へ周知を図る。 〇法人内の包括支援センターや市社会福祉士定例会において事例検討会を実施し、対応中や終結事例についての検討や振り返りを行い、対応力の向上を図る。	随時 毎月
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	〇介護支援専門員の相談窓口としての周知を図り、支援困難事例等に対する事例を通じ、居宅事業所との連携を強化する。 〇介護支援専門員スキルアップ研修、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員研修を企画運営し、資質向上を図る。 〇介護支援専門員と協働してケアプラン点検を行い、ケアマネジメントの質の向上を図る。	随時 随時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	〇各地域、町内会等における防災体制及び支援体制等について把握するために情報収集する。 〇地域における研修会や訓練などを通じて災害時の迅速な対応につなげるための支援を行う。	随時 随時

令和4年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センターナンバー： 地域包括支援センターなえづ 管理者名： 阿部 律子

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全 市	各センター(内容、時期・回数等)	時 期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	外部研修に参加後、センター内で伝達研修や情報共有の場を持ち、職員の資質向上を図る。 内部研修や内部会議を行いケースの情報共有を図りながら、それぞれの職種の役割の確認や、対応方法を検討する。 地域活動を通してチラシ等を配布し、センターの周知を図り、相談を受けやすい体制を作る。	随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標指向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	介護支援専門員等からの問い合わせ内容を集約し、介護予防ケアマネジメントマニュアルを使用しながら説明できるよう、要点をまとめ、センター内で共有する。 100歳体操等に参加し、地域の高齢者とコミュニケーションを図り、予防講座での関心事を把握し、高齢者のニーズに沿った情報を提供する 資質向上研修に参加し、自己の知識向上に努め、又包括内で伝達する。	随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」及び「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になってしまって本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり（認知症カフェなど）を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおかの実施 ⑨見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑩つるおかオレンジ手帳の検討	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	学校や商店等での認知症サポーター養成講座開催を検討する。地域の状況にあわせた事業開催協力をを行う。 認知症ケアパスの活用、その他認知症関連事業の普及啓発に努める。 <u>サービス未利用者・潜在要援護高齢者</u> の把握に努め、認知症が疑われる方への定期的な訪問等を行い、必要に応じて適切な支援につなげられるよう努める。	随時 随時 随時
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 定期	必要に応じて個別地域ケア会議を開催し、関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けた支援に努める。 地域ケアネットワーク会議等を通して、関係機関や多職種間の情報交換の場を持ち、関係強化を図る。	通年 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	相談内容に応じて適切な医療・福祉サービスにつなげられるよう、各種制度の理解を深め、総合相談窓口として機能の充実を図る。 関係機関と連携を図りながら、潜在している要援護高齢者の把握に努め、必要に応じて適切な支援につなげる。	随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	同法人内の包括間で権利擁護に関する事例検討を定期的に実施し、対応力・資質向上に努める。 高齢者虐待防止を目的に、地域の認知症カフェや座談会等でのチラシ配布や相談窓口の周知、サービス未利用の本人、家族等への声掛け等に取り組む。	毎月 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	小規模の居宅介護支援事業所訪問を実施し、地域包括支援センターの機能周知を図り、事業所との連携を強化する。 研修会の企画や開催を通して、介護支援専門員の資質向上を図る。 介護支援専門員からの問い合わせや相談内容から介護支援専門員が抱えやすい課題を把握する。	随時 年2回 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	関係機関と連携し、各地域や町内会等における防災体制の把握に努め、必要に応じ支援をする。 防災計画、ハザードマップ及び一次二次避難所等の情報の確認を行う。	随時 年1回

令和4年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センターネーム: 地域包括支援センターくしひき 管理者名: 今野 博美

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	○法人内3包括の専門職ごとに勉強会や情報共有を行う。又、電子会議室やメールを活用しながら速やかな運営を行う。 ○支援困難ケース等に対しタイムリーな検討会を実施する。 ○ホームページやチラシを活用し、センターの周知を図る。	週時 週1回 随時
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	○介護予防ケアマネジメントマニュアルを活用し、自立支援に向けた適切なケアマネジメントの実施 ○ふれあい福祉講座とタイアップしながら介護予防講座を積極的に開催する。 ○センター内で総合事業に関する情報共有や情報交換を定期的に継続し、適正に実施する。	随時 通年 週1回

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」及び「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になんでも本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目がない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおかの実施 ⑨見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑩つるおかオレンジ手帳の検討	隨時 随时 随时 年6回 毎月 随时 随时 随时 随时	○認知症サポーター養成講座は地域内の小中学校、各種団体で開催する。若い世代を対象にした開催を目指し、開催の案内チラシの作成と周知に努める。 ○認知症症状に関する個別相談があった際、ケアパスを活用し医療機関への早期受診へ繋げる。入退院時など連携室や認定看護師との情報共有を図る。 ○櫛引地区のカフェ開催に向けての取り組みを関係機関と連携し計画的に取り組む。	随时 随时 随时 随时
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随时 定期	○地域ケアネットワーク会議は、小学校単位で開催し、地域課題の把握と情報共有を行い、地域関係者や関係機関との連携強化を図る。 ○地域ケア個別会議を実施し、自立支援や課題解決に向けた支援を行う。 ○医療関係の研修会に参加し、連携を深める。	随时 随时 随时

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	○支援困難ケースは、個別会議や専門職会議等を活用し、解決に向けた取り組みや対応後の振り返りを行い、対応力の向上を図る。 ○民協定例会や地域内関係組織との連携から、要援護者に関する情報共有や個別支援を行う。 ○各種パンフレットやチラシを活用し、地域活動や関係機関を通じて相談窓口の周知を行う。	随時 随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	○鶴岡市高齢者虐待対応、成年後見制度の活用、消費者被害防止等についてパンフレットの配布等により住民、関係機関への周知を図る。虐待対応時など庁舎や関係機関と連携し適切な相談支援につなげる。 ○法人内3包括で毎月事例検討会を実施し、対応中・終結事例について検討や振り返りを行なうことで対応力の向上を図る。	随時 月1回
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	○事業所訪問や介護保険事業所との情報交換会を実施し、地域包括支援センターの周知と連携の強化を図る。 ○支援困難事例等マニュアルの活用を促進し、居宅介護支援事業所からの相談には関係機関とも連携し支援する。 ○介護支援専門員スキルアップ研修と、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の研修の企画運営、ケプラン点検への参加により資質向上を図る。	随時 随時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	○各地区における防災体制及び支援体制等について把握する。 ○地域の実情に合わせて関係機関との連携に努める。 ○ハザードマップ及び一次二次避難所等の情報を更新し公開する。	随時 随時 年1回

令和4年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センターネーム： 地域包括支援センターつくし 管理者名： 長谷川 典子

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全 市	各センター(内容、時期・回数等)	時 期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	①事例検討を行いスキルアップを図る。 ②資質向上のために研修会へ参加し、定例会で報告し知識の共有を図る。 ③市と連携し、迅速に多職種で支援するとともに事例検討を行い、対応力向上に努める。	随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	①担当地区保健師および住民と連携を図り、健康講座を開催する。 ②介護予防の視点を重視したケアマネジメントを行う。 ③主体的な活動と生活の質を高めるため地域資源の紹介を行い、適切なサービスへつなげる。 ④通いの場の継続と開設に向けた支援を行う。	随時 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」及び「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になってしまって本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり（認知症カフェなど）を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおかの実施 ⑨見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑩つるおかオレンジ手帳の検討	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	①社会的孤立や生活困窮、障害等の課題に対して、関係機関との連携を図り、協働での対応に努める。 ②事例検討を行いスキルアップを図る。 ③認知症予防講座を通して認知症の理解を広め、地域での見守りや支え合いの拠点づくりを行う。 ④暮らしやすい地域づくりのため、地域組織と連携し、支援体制の強化を図る。	随時 随時 随時 随時
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 定期	①暮らしやすい地域づくりのため、地域組織と連携し、支援体制の強化を図る。 ②在宅生活を支えるため課題を共有し、多職種による支援体制の強化を図る。 ③居宅介護支援事業所で行われている事例検討会に参加し、地域資源や各種支援事業の紹介を行う。 ④支援ニーズや地域資源の把握のため地域組織と情報共有を図り、課題解決に向けた取り組みを行う。	随時 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	①社会的孤立や生活困窮、障害等の課題に対して、関係機関との連携を図り、協働での対応に努める。 ②同行訪問や地域ケア個別会議を行い、課題解決に努める。 ③支援ニーズや地域資源の把握のため地域組織と情報共有を図り、課題解決に向けた取り組みを行う。 ④暮らしやすい地域づくりのため、地域組織と連携し、支援体制の強化を図る。 ⑤在宅生活を支えるため課題を共有し、多職種による支援体制の強化を図る。	随時 随時 随時 随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	①成年後見制度普及のため、広報誌への掲載や出前講座を行う。また、必要時、成年後見制度の申し立て支援を行う。 ②市と連携し、迅速に多職種で支援するとともに事例検討を行い、対応力向上に努める。 ③関係機関と連携を図り、消費者被害情報の把握および啓発活動を行う。	随時 随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	①在宅生活を支えるため課題を共有し、多職種による支援体制の強化を図る。 ②居宅介護支援事業所で行われている事例検討会に参加し、地域資源や各種支援事業の紹介を行う。 ③同行訪問や地域ケア個別会議を行い、課題解決に努める。	随時 随時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	①災害時避難支援体制の情報収集を行い、高齢者世帯を訪問し避難場所の確認を行う。 ②民生委員と介護支援専門員と連絡をとり、速やかに情報交換を行い災害対策マニュアルに沿って対応する。 ③地域の実情に合わせた互助の仕組みづくりに働きかける。 ④災害対策マニュアルを年度末更新する。	随時 随時 随時 下半期

令和4年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センターナイ: 健樂園地域包括支援センター 管理者名: 佐藤 規子

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業		
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	・地域包括支援センターの3職種の専門研修、外部研修へ、オンライン研修も含め積極的に参加する。 ・相談体制においては、学区担当制としながらも、職種の専門性を活かし、また関係機関との連携も含め相談支援体制を築く。 ・定期的に、定例会議で情報共有・検討し、責任体制を明確にする。 ・内部研修、定期的及び随時事例検討を実施する。 ・鶴岡市の運営方針をふまえ事業を行い、計画に沿って事業及び業務を実施する。事業所内では業務運営自己評価をもとに評価・点検を行い、改善点を明らかにする。 ・多くの機会をとらえ、地域包括支援センターの周知を行う。 ・広報誌の内容の充実を図る。
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	・高齢者本人が主体的に目標を取り組めるよう、行動変容につながる動機付けをする。そのためにはアセスメント力を高めたケアマネジメントを行う。 ・地域住民を対象に、状況に合わせて介護予防講座を開催し心身機能の低下予防、フレイル対策の周知を促す。 ・介護予防の意欲を喚起するため、開催しているサロンには積極的に参加し、未開催の地域においては広報誌を活用する。 ・保健師等会議や研修会を通し情報共有及び専門職としての知識を高める。 ・オンラインを活用し、主体的に介護予防に取り組めるように働きかける。 ・生活支援コーディネーター、町内会、関係機関と連携して地域の通いの場づくり、いきいき百歳体操の立ち上げを働きかける。

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		時期
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」及び「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になつても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおかの実施 ⑨見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑩つるおかオレンジ手帳の検討	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	<ul style="list-style-type: none"> 町内会や圏域内の小団体などに向けて認知症サポーター養成講座を周知し開催に向けて働きかける。 第1小学校、第4小学校での認知症サポーター養成講座開催の継続に向け地域ケア推進担当者、地域の関係機関と連携を図る。 コロナ禍での認知症カフェの継続を考えながら開催する。開催中止の月は参加者へ電話や便りを通しつながりを意識する。 鶴岡市主催の「認知症を理解する教室」の周知と参加を促し、認知症の早期発見、早期対応、また地域の見守り体制構築につなげていく。 認知症に関する相談では、認知症ケアパス、物忘れ相談医の周知や情報連絡箋を活用しスムーズな相談対応に努める。認知症初期集中支援事業の活用を啓発し、適切な対応に努める。 地域ケア個別会議等を通して、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう認知症や支援の必要な独居高齢者の見守り体制構築につなげる。 あらゆる機会を活用し、認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおかと「どこシル伝言板」の周知を図り、地域の見守りと早期対応、発見につなげる。 	随時 月1回 通年 通年 隨時 通年
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 隨時 定期	<ul style="list-style-type: none"> 地域推進担当者会議を計画的に開催し、地域課題の把握、事業の進め方を協議する。又、個別ケースにおいては情報共有を図り必要に応じてチームで検討する。 隨時地域ケア個別会議を開催し、第1学区、第4学区それぞれの個別の課題と地域課題と社会資源を把握するとともにネットワークの構築・連携の強化を図る。 自立支援型地域ケア会議へ事例を提出し、オンライン会議にも対応し、専門職のアドバイスを参考に自立支援に向けたマネジメント力の向上に努める。 医療と介護の連携研修会へ参加し、多職種との関係性を進化させ業務へとつなげていく。 	月1回 隨時 年2回 年2回

重点事項	重点活動方針	具体的事業		
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	<p>①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。</p> <p>②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有</p> <p>③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p>	随時 随時 随時	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修に参加し専門職としての資質向上に努め、センター内ではチームとして検討する。多様性複雑化した相談に対応できるよう、関係機関とはそれぞれの役割を理解し連携を図る。 ・定期的に民協定例会に出席し、相談窓口の周知をし、潜在している要援護者情報収集と情報を共有する。また、情報集約後、必要に応じ早期に適切な支援に繋げる。 ・地域事業へ参加した際は、総合相談窓口としてのPR、周知を図る。包括支援センターの広報誌を幅広い範囲に配布し周知を図る。
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法を見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	<p>①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う</p> <p>②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める</p> <p>③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。</p>	通年 毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きを活用して、成年後見制度、高齢者虐待、消費者被害防止等の対応を行い、3職種で検討の機会を持ち必要な支援につなげる。 ・地域サロン、認知症カフェなどの機会や民協定例会において、成年後見制度活用促進、高齢者虐待防止、消費者被害予防の啓発を行う。また広報誌を活用した啓発を行う。 ・内部では権利擁護関係の事例に関して隨時検討し、情報を共有する。また専門研修には3職種で参加し資質向上を図る。「成年後見制度利用促進基本計画」について理解する。
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	<p>①介護支援専門員の相談窓口の設置</p> <p>②介護支援専門員スキルアップ研修の開催</p> <p>③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催</p> <p>④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援</p> <p>⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援</p>	随時 1回 1回 随時 通年	<ul style="list-style-type: none"> ・担当圏域の居宅介護支援事業所を訪問し、地域や介護支援専門員の課題の把握に努める。また、情報交換、情報提供等を行い連携の強化に努める。 ・研修会の企画、運営を行う。 ・担当圏域の居宅介護支援事業所と共に事例検討会や情報交換会等を開催し、チームアプローチ力、個々の対応力の向上に努める。 ・居宅介護支援事業所からの支援困難事例への対応は、マニュアルに沿って関係機関と連携し、支援する。また、担当介護支援専門員の気づきを促す支援を行う。
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	<p>①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認</p> <p>②地震、風水害などの災害時の支援</p>	随時・通年	<ul style="list-style-type: none"> ・1学区は防災福祉ネットワークの構築に向け、地域役員、地域ケア推進担当者で、要援護高齢者の把握や避難支援体制の効果的支援について協働で取り組んでいく。 ・4学区では町内会役員と共に地域でできる見守り活動のチラシを4町内会で作成に取り組み、要援護高齢者の把握や避難支援体制について共に考えていく。 ・各町内会ごと一次避難先、二次避難先を明確にし、要援護高齢者の避難路の把握を行う。また、見て来た課題について地域と情報共有し、有事の際に備える。 ・災害時は要支援要援護者の安否確認と避難支援、その後の支援を行う。

令和4年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センターネーム：鶴岡西地域包括支援センター 管理者名：佐藤 瑞紀

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			時期
		全 市	各センター(内容、時期・回数等)		
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 年1回 年1回 年度内	地域の総合相談の拠点としてワンストップで対応できるように、専門職の資質向上はもちろんのこと、他機関の役割も学び連携を深め、適切な支援ができるよう機能を強化する。 ・一年の半期に職員間で活動計画の事業内容の進捗状況の確認や評価しながら事業を進められるようにする。 ・感染状況をみながら地域の事業にはなるべく参加し地域ケア推進担当者間で情報共有しながら地域包括支援センターの周知に励む。 ・住民誰もが地域の相談拠点を把握する事ができるよう、地域回覧や様々な場面、ホームページ等活用しながら包括の周知を進める。 ・包括が円滑に運営できるよう地域の課題や事業の問題点等、長寿介護課に情報提供できるようにする。	随時 9月 年度内
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	・サロンや老人クラブ等、地域の方が集まる場所へ積極的に出向き、介護予防の普及啓発を行なう。その中で関係者から、これまで関わりがなかった団体へアプローチできるよう、コーディネーターと連携しながら進める。 ・コロナ禍での介護予防活動変容について担当地域で実態調査を行い、実情や課題を把握し、今後の介護予防活動に繋げる。 ・地域の実情に応じた通いの場づくりを、コーディネーターや関係機関・団体と連携し、支援していく。 ・保健師等資質向上研修会や自立支援型地域ケア会議を活用し、個のケアマネジメントの向上に努める。 会議での学びや地域課題は地域ケア推進担当者と情報共有し連携を図る。	随時 6月 随時 定例会時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」及び「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になってしまって本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箇の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおかの実施 ⑨見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑩つるおかオレンジ手帳の検討	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時 随時	・昨年度同様、認知症に対する地域準民の理解を深める為、地域の集まりや幅広い年代層や関係団体へ、認知症サポーター養成講座を実施する。 ・認知症カフェ「びわがーでん」で、認知症の方や介護者の交流の場として、講話や情報交換を行い、地域住民の理解を深める等、認知症になってしまっても地域で暮らせるよう地域づくりを推進する。 ・担当地域にある認知症カフェの再開の見通しや課題を検討共有する。又、認知症カフェ「びわがーでん」で、地域関係機関と協働していく。 ・認知症関連の相談対応について、若年性認知症の相談も見受けられ、適切な関係機関・医療に繋切れ目のない支援を継続する。必要時個別会議等を行い、支援体制の構築を図る。 ・認知症に関する様々な制度や事業運用について随時センター感で共有し、必要時市へ確認し適切な運用になるよう進める。	毎月 年度内 随時
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 定期	・地域ケア推進担当者間で地域課題を検討共有しながら、地域の関係団体へ働きかけながら地域福祉の向上を目指していく。 ・地域ケア推進担当者会議を開催し、地域ケアネットワークの構築を深め、地域福祉の向上を推進する。 ・民生委員の定例会や情報交換会等に参加し、日頃から見守り活動をしている民生委員からの情報をすいあげ支援に繋げる。又、地域の関係団体や多職種との協働を働きかけ、地域ケアネットワーク体制を構築する。 ・自立支援型地域ケア会議に参加し、地域課題の抽出や検討を行い、推進担当者間で共有する。	5月・7・9月 定期 6月・3月

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	・多様な相談に対して、常にセンター全体で情報共有し、適切な支援に繋げられるよう検討していく。 ・地域のネットワーク構築が進められるよう個人情報取り扱いには十分留意しながら定例会に出席し、民生委員との関係形成を築きながら、潜在化している高齢者等の情報共有や適切な支援に繋げられるようする。 ・コーディネーターや市社協や地区担当保健師と情報共有しながら、可能な限り地域行事には出向き、包括支援センターの周知や地域からの声を広いあげ支援に繋げる。	通年 必要時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	・民協定例会や地域活動において高齢者の権利擁護、高齢者虐待について周知し、地域の高齢者が安心して暮らす事ができるよう、常日頃からの関係機関の関係構築を図る。 ・担当地域のサービス事業所や居宅、民協定例会で権利擁護の研修を行い、地域住民が尊厳ある暮らしの視点をもって支援できるよう働きかける。 ・成年後見制度促進基本計画や中核機関設置にむけて、自己研鑽に励み地域課題を伝達できるよう業務にあたり、高齢者の権利擁護の推進を図る。	通年 8月 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	・専門職定例会に参加し、個別ケースや事例検討から介護支援専門員のニーズや社会資源の情報把握し、連携体制構築に努める。 ・事業所訪問や、随時担当圏域の介護支援専門員と相談しやすい関係づくりに努める。 ・法人居宅や担当圏域居宅合同の事例検討会を行う中で、地域課題の把握や相談対応に悩むケースの傾向を掴む。 ・支援困難ケースについては相談票を用いて課題の把握や支援策を検討し、解決や介護支援専門員の支援の気づきを促せるように関わる。 ・適切な助言や社会資源の情報提供ができるように、日頃の情報収集や研修会等に参加し、資質向上を目指す。	随時 必要時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・ 通年	・担当地域の津波、洪水等のハザードマップを職員間で共有する。 ・担当地域ではここ数年かけて要援護者の災害時の避難体制の検討を行っているところがあるので、地域の高齢者の相談窓口として今後とも働きかけをする。	随時

令和4年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名：地域包括支援センターふじしま 管理者名：小野寺 陽子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 年1回 年1回 年度内	①ICTを活用した外部研修の積極的参加 ②包括内で研修報告の実施 ③法人内の研修会参加、講師 ④毎朝のミーティングにより情報共有、方向性の確認、ケアカンファレンス ⑤全戸配布の広報発行にて情報発信 ⑥法人ホームページにて情報発信	随時 随時 毎日 7月・2月 随時
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	①要支援認定者・事業対象者の適正な介護予防ケアマネジメントの実施 ②介護予防教室の安全な開催と新しい生活様式に合わせた介護予防の取り組みの情報発信 ③生活支援コーディネーターと連携し、通いの場づくりの周知啓発と支援	随時・通年

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」及び「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になつても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアバスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおかの実施 ⑨見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑩つるおかオレンジ手帳の検討	隨時 随时 随时 年6回 毎月 随时 随时 随时	①認知症に対する個別相談対応 ②認知症サポーター養成講座の開催 ・公開講座 ・個別依頼 ③認知症関連事業の情報提供 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェ勉強会の開催 ⑥認知症カフェの開催 ⑦各種認知症施策、事業への参加と対応	隨時 随时 随时 5月 隨時 年2回 隨時
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随时 定期	①定期のつながり会議(地域ケア推進担当者)開催 ②定期のふじしま地域ケア会議開催 ③個別地域ケア会議の開催 ④小学校圏域(6地区)の地域ケア会議開催 ⑤生活圏域ごとの地域ケア会議開催 ⑥自立支援型地域ケア会議への参加 ⑦ふじしま地域合同地域ケア会議開催 ⑧医療介護連携研修会等への参加 ⑨生活支援コーディネーターとの協働	毎月 毎月 隨時 5月～1月 9月・11月 4月・7月 5月 隨時 随时

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	①相談受付に対しチームによる迅速な対応 ②民協定例会や地域ケア会議において情報共有と個別に民生児童委員との連携 ③多方面にセンターの周知を図り相談支援につなげる	随時・通年
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法を見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	①広報発行や地域活動を通し、権利擁護の普及啓発を行う ②関係各機関との連携、協働による迅速な要援護者の支援	随時・通年
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	①困難事例を抱える介護支援専門員の相談対応 ②個別ケア会議開催による介護支援専門員支援 ③居宅介護支援事業所に対する情報提供 ④事例検討会の開催、参加	随時・通年
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	①災害発生時の要援護者の安否確認等 ②災害発生時(感染症を含む)の対応マニュアルを法人・包括ごとに定期的に見直す	通年・随時

令和4年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センターネーム： 地域保活支援センターはぐろ 管理者名： 上村 邦弘

重点事項	重点活動方針	具体的事業		
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	・複合的課題に即時対応できるように積極的に研修に参加する。重層的支援体制整備に向けて庁舎のワンストップ機能を活かし関係機関と連携を強化していく。 ・相談対応については専門職のスキルを活かし個別またはチームで対応し、早期対応・早期解決を図る。 ・法人目標シートを活用し共通目標・個人目標を設定する。進捗状況について中間評価で確認しながら目標達成を目指す。 ・法人広報誌、包括のチラシを活用し地域の公共機関や事業所訪問を行うと共に、地域での会議やサロン等に参加し周知を図る。
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	・令和3年度に更新した介護予防ケアマネジメントマニュアルを活用し自立支援に資した地域も視野に入れた適切なマネジメントを実施する。 ・高齢者サロン等で介護予防講座を開催する。(10回以上) 庁舎保健師や生活支援体制整備事業と連携し情報共有しながら一體的に実施する。 ・保健師等会議にて包括職員や居宅介護事業所職員を対象とした研修について検討する。

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」及び「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になってしまって本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり（認知症カフェなど）を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおかの実施 ⑨見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑩つるおかオレンジ手帳の検討	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時 随時	・多世代の地域住民へ認知症について理解を得られるように認知症サポーター養成講座を実施する。（3回以上） ・相談の際に認知症ケアパスを利用して対応し、受診が必要な際は認知症連絡箋を活用し早期受診へ繋げ医療機関と連携を図る。 ・鶴岡市の認知症を理解する教室や認知症カフェを紹介するとともに羽黒地域での開催に向けて関係機関と連携しながら調整を行う。認知症カフェ「ちょっとござへ」の周知を行い状況に応じて出前型での実施を検討する。 ・認知症カフェやサロン等で個別相談を行い、随時認知症初期集中支援チームへ情報共有を行う。 ・地域の居宅介護事業所やサロンなどでSOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおかや、見守りシール「どこシル伝言板」について周知し活用を図る。	随時 随時 随時 随時 随時 随時 随時 随時
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 定期	・地域ケア推進会議を定期的に開催し、地域課題について情報交換や改善策を話し合う。 ・地域ケアネットワーク会議を開催し、地域の関係機関との連携強化を図る。 ・支援困難ケースは地域ケア個別会議を開催し早急な課題解決に努める。 ・自立支援型地域ケア会議は、専門職の意見を聞き、利用者の意欲を引き出し自立支援に向けた支援が行えるよう個別課題や地域課題を把握して会議に臨む。	毎月 随時 発生時 年2回

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	・庁舎のワンストップ機能を活用し関係機関と情報共有しながら早期に適切な支援ができる。 ・区長会や民協定例会へ参加して情報共有を行い要援護者の把握に努める。 ・地域のサロン等へ参加して潜在している要援護者の情報収集を行い個別訪問等で実態把握を行う。	随時 随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	・虐待が発生した場合は、鶴岡市高齢者対応・権利擁護業務の手引きに則り、早急に終結できるよう努める。 ・高齢者虐待、成年後見制度等の権利擁護に関する研修会等に積極的に参加し、対応力の向上に努める。 ・消費者被害についての寸劇を作成し、地域サロン等で行い、啓発活動を行う。	発生時 随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	・介護支援専門員の相談は、随時対応し支援にあたる。 ・居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会については、前年度開催時のアンケート等の意見を取り入れ研修会を開催する。 ・支援困難ケースは、地域ケア会議を開催し支援方針を近隣住民や関係機関と情報共有しながら課題解決に努めていく。	随時 1回 発生時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	・民生児童委員や福祉センター等と連携し独居・高齢者世帯の把握に努め、要援護者台帳は随時更新し防災マップと一緒に整備する。 ・災害発生時は関係機関と連携し必要に応じて要援護者の支援を行う。	随時 発生時

令和4年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センターネーム: 永寿荘地域包括支援センター 管理者名: 清和 ゆう

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	①外部研修会に積極的に参加し、その内容を包括内部間で伝達研修を行うことにより、包括職員としての資質向上を図る。 ②3職種がチームとなって関わり、また、関係期間との連携を図りながら適切に相談支援を行う。 ③ホームページによる情報公開、及び地域に積極的に出向き、チラシ等を活用しながら、地域包括支援センターの周知活動を継続して行う。	随時 通年 通年
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標指向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施、及び委託ケースのマネジメントを支援する。 ②サロンの立ち上げ、コロナで休止しているサロンの活動再開に向けた支援を行う。また、定期的に介護予防講座の開催や情報提供を行うことにより、地域に対して介護予防の意識づけを行う。 ③介護予防ケアマネジメントマニュアル改訂版をもとに、包括内部で研修会を実施し、マネジメント力の向上と委託ケアマネへの後方支援に生かす。	通年 通年 9月末まで
3. 認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」及び「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になってしまって本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおかの実施 ⑨見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑩つるおかオレンジ手帳の検討	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時 随時	①地域住民を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい知識と対応の仕方を学ぶことで、地域内における認知症の早期発見・支え合いの地域づくりに繋ぐ。 ②認知症の人や家族の個別相談を受ける際には、認知症関連の事業・制度(連絡箋、ほっと安心つるおか、どこシル伝言板等)の紹介をしながら、個別に支援を検討し、地域で安心して暮らし続けるために迅速な対応をする。 ③認知症が原因で支援が困難と判断したケースについては、早期に初期集中支援チームに繋ぎ、適切なアドバイスのもと支援を行う。 ④認知症地域支援推進員の活動支援と協力をを行う。 ⑤認知症カフェの内容の企画や参加の呼びかけなど、運営に継続的に関わり、気軽に集まれる地域に開かれたカフェを目指す。	随時 随時 随時 毎月

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 定期	①地域ケア推進担当者会議を毎月開催し、地域活動の確認、課題の把握や情報交換、個別ケースの検討を行い、連携を深める。 ②学区・地区社協等と連携し、地域ケア会議や地域ケアネットワーク会議の開催を支援する。 ③地域ケア個別会議や自立支援型地域ケア会議によって明らかになった個別課題を通して、地域課題の把握に努め、ニーズに応じた地域支援を行う。 ④医療と介護の連携研修会に参加する。	月1回 随時 随時 開催時
5. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	①関係機関との情報共有を図り、協働して対応する。 ②民協定例会や地域ケア会議等を通して、要援護高齢者や潜在している要援護者の情報を関係者間で共有し、迅速な支援につなげる。	通年 随時
6. 高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク（協議会）及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	①実際の高齢者虐待事例をもとに、包括内部で研修会を実施し、虐待の早期発見と対応スキルの向上を図る。 ②社会福祉士が参加する外部研修を内部で伝達研修として行い、様々な制度や関係機関の役割・機能について学び、専門知識を深める。 ③一人暮らしの会食交流会や地域のサロン等で消費者被害防止に関する情報提供を行う。 ④認知症のある独居高齢者やその家族、担当しているケアマネ等、制度の利用が望ましいケースに対して成年後見制度の情報提供を行い、利用に向けた支援を行う。	通年 年度内 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	①居宅介護支援事業所や小規模多機能の介護支援専門員に対し、マネジメントに必要なスキルアップ研修や情報提供を行いながら対応が困難な場面でも迅速に相談できる関係性をつくる。 ②支援困難ケースではマニュアル等を活用し、関係機関との連携を図りながら解決に向け、ケアマネの後方支援を行う。	随時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・ 通年	①サロン等の場で担当地域の災害時避難場所の周知をする。 ②災害マニュアルの見直しを行う。	随時 随時

令和4年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センターネーム： 地域包括支援センターあさひ 管理者名： 難波 琴

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業		
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	○各種の研修会に積極的に参加し資質向上を図る。また伝達講習の機会を持ち職員全体のスキルアップを図る。 ○相談にはチームで関わり、関連機関と連携し適切な支援を行う。またセンター内でのミーティングを定期に行い、情報共有とケースの検討を行う。 ○市の運営方針をもとに市との情報共有・確認を行いながら事業・活動を進めていく。 ○さまざまな機会・方法で地域包括支援センターの周知活動を継続する。パンフレットや全戸配布の「地域ケア推進だより」も活用する。 ○年間の目標を設定しチームで取り組む。
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	○要支援認定者・事業対象者への自立支援に向けた適切なケアマネジメントを実施する。利用者本人が主体的に目標達成にむけ取り組めるよう継続した支援を行う。 ○委託ケースのマネジメント支援を行う。法人内で研修会を開催するなどして居宅介護支援事業所との連携強化や資質向上を目指す。 ○生活支援コーディネーター、市民福祉課や社協と連携しながら、サロンへの協力や立ち上げの支援を行う。また健康教室やサロン、コミセン事業等とタイアップした介護予防の啓発を行い、同時に地域の実情把握も行う。

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」及び「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になってしまっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおかの実施 ⑨見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑩つるおかオレンジ手帳の検討	随時 年6回 毎月 隨時 随时 随时 随时 随时 随时	○小・中学生、企業や地域の担い手等を対象に認知症サポーター養成講座を開催する。認知症カフェの紹介も行っていく。 ○認知症関連事業の普及・啓発に努め、認知症高齢者とその家族への適切な支援につなげていく。 ○認知症の相談には関連機関と連携しながら早期の受診や適切な支援につなげられるように対応する。認知症連絡箋、初期集中支援事業、オレンジ手帳等も活用していく。 ○認知症カフェを引き続き開催する。内容の充実とともに、ボランティアの協力や、一般の方の参加等も検討していく。コミセンへの出前カフェなど、地域に合った開催のしかたも今後検討していく。 ○地域の集まりや団体等を対象にした認知症ミニ講座を開催して認知症の理解の促進を図り、地域の支援体制づくりにつなげていく。	2回+α 随时 通年 随时
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随时 定期	○地域ケア推進担当者会議を毎月開催し、情報の共有化、課題解決への取り組み、事業の運営、個別ケースの検討等を行う。必要時は地域ケア会議につなげる。 ○随時地域ケア個別会議を行い、個別の課題解決を図るとともに地域の課題の把握に努める。 ○地域ケアネットワーク会議を実施し、多職種との協働・地域の支援体制作りにつなげていく。見守り情報交換会を今年度も開催し、地域の情報の収集・共有と地域課題の把握を行い、住民主体の支え合いの仕組みづくりへつなげていく。 ○地域ケア推進だよりを発行し全戸やコミセンへの配布を行う。チームの周知ばかりではなく、地域でできる見守りの勧奨なども掲載し地域との関わりに役立てていく。 ○自立支援型地域ケア会議に参加し、より良い支援とマネジメント力の向上を図るとともに、地域課題を明らかにし地域づくりへつなげていく。	毎月 随时 年1~2回 随时

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	○関係機関とは常に連携し、各種相談に迅速・適切に対応する。地域ケア推進担当者間でも多問題を抱えるケースや支援困難ケース等を共有し適切な支援につなげる。 ○複合的な問題に対応するため、障害や困窮などさまざまな分野と連携したネットワーク会議を開催して情報共有を行い、多職種協働による支援につなげる。 ○民生委員定例会議に参加し情報共有を行なう。また個別に連絡・相談等を行うことで連携を深め、潜在している問題等の発見にもつなげていく。 ○地域に出向いたりさまざまな事業等を通したりしてあらゆる機会に地域包括支援センターの周知をはかり、また情報の収集も行う。	随時 年4回 随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法を見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	○マニュアルを随時確認しながら対応していく。 ○各研修会に参加したり、定例会内の事例検討や関係機関との情報交換、市の成年後見制度パンフレット見直し作業を通して知識を身につけ、資質向上に努める。 ○関係機関との連携や対応等を随時確認し迅速に動いていく。 ○地域住民に対し、高齢者虐待防止や消費者被害防止、成年後見制度の啓発を行う。	随時 随時 随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	○介護支援専門員の相談に随時対応し解決に向けて支援していく。 ○担当地域の居宅介護支援事業所と定期に連絡会を開催し連携を強化するとともに介護支援専門員の資質向上に取り組む。 ○支援困難事例については関係機関と連携しながら対応、必要時は地域ケア会議を開催する。 ○各研修会の企画運営を行うとともに、研修会など様々な機会を活用して自己研鑽に努め、適切な助言や支援ができるように資質向上を図る。	随時 毎月 随時 随時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・ 通年	○緊急時対応マニュアルの再確認、緊急時台帳の随時更新。 ○要援護者の把握とマップ作成、各地域の防災体制や支援体制についての情報収集、確認。 ○災害時の要援護者の情報提供、安否確認、支援。関係機関との連携。	随時 随時 随時

令和4年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名：地域包括支援センターあつみ 管理者名：本間 久美子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	○研修等に積極的に参加し自己研鑽に努める。市内各包括とも連携し、情報を共有し相談支援体制を強化する。 ○庁舎内ワンストップサービスの機能を活かし地域ケア推進担当者、温海庁舎内関係課と連携を図り多様な相談支援に対応する。 ○介護予防講座、いきいき百歳体操や老人クラブ、自治会や民生児童委員協議会等の会議の場、様々な機会を活用しセンターの周知や取り組みの紹介を行う。	随時 随時
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	○適切なケアマネジメントが実施されているか、支援計画書の点検や担当者会議に出席し指導・助言を行う。 ○生活支援コーディネーターや地域ケア推進担当者と連携し介護予防講座を開催し、元気な時から継続して介護予防の啓発を行う。 ○コロナ禍で通いの場を休止している集落へも、機会を見て働きかけ通いの場づくりを支援する。	随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」及び「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になんでも本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目がない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり（認知症カフェなど）を推進する。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアバスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおかの実施 ⑨見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑩つるおかオレンジ手帳の検討	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時 随時	○認知症の正しい理解と知識の普及、専門職と出会える場を提供し、認知症の人と家族を地域で支える活動の拠点づくりとして認知症カフェだんだんの運営を支援する。 ○地域や職場での認知症サポーター養成講座開催等、認知症の理解を広める取り組み、地域の見守りなど支援体制の構築に努める。 ○認知症ケアバスや主治医への連絡箋、認知症初期集中支援、SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか、どこシル伝言板など周知・活用し、適切な医療や介護等へ繋げる。	毎月（第4金曜） 随時 随時
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 定期	○地域ケア推進担当者会議や自立支援型地域ケア会議などで地域課題を共有し、課題解決へ向けて個別のケア会議やケース検討を行う。 ○第1～4地区に分かれて自治会、民生児童委員、各関係機関、地域ケア推進担当者が集まり、地域課題を共有し住み慣れた地域で安心して生活できるよう話し合い地域のネットワーク支援体制の構築に努める。 ○医療と介護の連携研修会や多職種との意見交換会など積極的に参加し、様々な地域資源を把握する。	毎月 10～11月 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	○庁舎内ワンストップで相談に応じ、各種制度等適切な相談支援へ繋げる。 ○地域ケア推進担当者間で困難ケースの情報を共有し、個別ケース検討やケア会議を行い、総合相談の拠点として機能の充実を図る。 ○民生児童委員、自治会や住民等関係機関より情報提供があつた要援護高齢者について、実態把握を行い適切な支援へ繋げる。	随時 毎月 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進めること	通年 毎月	○高齢者の集まりの機会をとらえて成年後見制度の活用や高齢者虐待防止、消費者被害防止等周知を行う。 ○社会福祉士を中心に庁舎内担当者と情報共有し、虐待対応など迅速に対応する。 ○他包括の事例から学びを得て、支援力の向上に努める。	随時 随時 毎月
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	○温海地域近隣に拠点を置く介護福祉サービス事業所等を参考し情報交換会を開催する。 ○居宅介護支援事業所(愛寿園・温寿荘)、小規模多機能(ねずがせき・清流苑)を訪問し、介護支援専門員の支援を行う。 ○管内事業所(愛寿園・温寿荘・ねずがせき・清流苑・包括)の主任介護支援専門員と法人を越えて協力し、事例検討会を開催する。	年1回 (6月) 年2回 (8~9月) 年1回 (12月)
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・ 通年	○庁舎市民福祉課や防災担当課と連携し、地域の実情に合わせて情報共有し必要な支援を行う。 ○日頃から要援護高齢者に対し訪問時に高齢者福祉台帳の確認をし、緊急時の連絡先や支援者、災害時の避難場所について意識づけを行う。 ○法人内業務継続計画(BCP)マニュアルに基き、災害や感染症に対する職員の行動マニュアル、庁舎内連携等を確認し必要時見直す。	随時 年通年 随時 随時

